

総合地球環境学研究所特定有期雇用職員規則

平成 22 年 6 月 3 日制 定

規則第 52 号

平成 29 年 6 月 9 日最終改正

(趣旨)

第 1 条 この規則は、大学共同利用機関法人人間文化研究機構特定有期雇用職員規程（平成 22 年 3 月 29 日規程第 153 号）第 9 条の規定に基づき、総合地球環境学研究所（以下「研究所」という。）で雇用する特定有期雇用職員に関し必要な事項を定めるものとする。

(選考)

第 2 条 特定有期雇用職員のうち特任研究員の選考については、運営会議又は研究戦略会議の議を経て、研究所長が決定する。

2 前項の選考に際しては、大学共同利用機関法人人間文化研究機構研究教育職員の特例に関する規程 4 条第 2 項、第 3 項又は第 4 項に規定する選考の基準を準用し、特任教授、特任准教授又は特任助教の職名を付するものとする。

3 特定有期雇用職員のうち特任専門職員の採用については、大学共同利用機関法人人間文化研究機構職員任免規程第 7 条（第 2 項を除く。）の規定を準用する。

(雑則)

第 3 条 この規則に定めるもののほか、特定有期雇用職員の運用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成 22 年 6 月 3 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 29 年 7 月 1 日から施行する。